

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壮瞥町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、個人情報を含む業務上知り得た秘密の保持について契約書上で規定を設けている。

## 評価実施機関名

壮瞥町長

## 公表日

平成27年5月29日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対して定期予防接種にかかる予診票の発行及び任意予防接種を含めた接種履歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等の定期予防接種のお知らせや接種履歴の管理を行う。</p> <p>また、予防接種事務の報告等の事務を行う。</p> <p>ただし、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを使用する事務は以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種実施対象者の把握 ②予防接種台帳(予防接種接種記録履歴)管理</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種事業結果情報ファイル (2) 予防接種事業対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第10条各号

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	なし (別表第二における情報照会の根拠) 17,18,19の項 第13条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長	住民福祉課長 小林 一也
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場総務課総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場住民福祉課健康づくり係

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 变更箇所